

サマーキャンペーン

新規預金  
のみ

# 定期預金

**取扱期間** 2024年8月13日(火)~10月31日(木)

**預入金額** 10万円以上5,000万円まで

**ご利用いただける方** 個人・法人 **募集総額** 300億円

1年

年0.25%

(税引き後 年0.199%)

募集限度額  
100億円

3年

年0.30%

(税引き後 年0.239%)

募集限度額  
100億円

5年

年0.45%

(税引き後 年0.358%)

募集限度額  
100億円

- ※本定期預金をお預け入れになる当金庫の本支店に当座預金もしくは普通預金の口座を開いている個人・法人のお客さま
- ※原則、新たにお預入れいただくご資金に限ります。
- ※個人の方は、2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%)の税金(源泉分離課税)がかかります。(ただし、マル優を利用の場合は除きます)
- ※法人の方は、総合課税となります。
- ※預入時の本商品店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。
- ※自動継続後の利率は、継続日における店頭表示のスーパー定期預金の利率を適用します。
- ※満期日前に解約される場合は、当金庫所定の中途解約利率を適用します。
- ※取扱期間中であっても、募集総額に達した場合や金利情勢等により金利などの内容変更または取扱いを中止させていただくことがあります。

店頭の商品概要説明書をご用意しています。詳しくは、ばんしんの本支店窓口までお問い合わせください。

ばんしんホームページ  
<https://www.shinkin.co.jp/banshin/>

店舗一覧は  
こちら



ひろがる夢とたしかな未来



播州信用金庫

【2024年8月13日現在】

# サマーキャンペーン定期預金

2024年8月13日現在

ご利用いただける方	◎ 本定期預金をお預け入れになる当金庫の本支店に当座預金、もしくは普通預金の口座を開設いただいている個人・法人のお客さま
取扱期間	◎ 2024年8月13日(火)～2024年10月31日(木)
お預け入れ期間	◎ 1年、3年、5年(自動継続・利払方式のみ)
お預け入れ方法	
(1) 預入方法	◎ 当座預金、もしくは普通預金口座からの振替によるお預け入れ ◎ 通帳式のみのお預け入れとなります ◎ 原則、新たにお預け入れいただくご資金に限ります
(2) 預入金額	◎ 10万円以上5,000万円まで
(3) 預入単位	◎ 10万円以上 1円単位
募集総額	◎ 300億円 1年:100億円、3年:100億円、5年:100億円 *募集総額に達した場合は、取扱期間内でも取扱いを中止する場合があります
お支払い方法	◎ 当座預金・普通預金口座(振替指定口座)への振替による払戻し
利 息	
(1) 適用利率	◎ 固定金利 1年:0.25% 3年:0.30% 5年:0.45% ◎ 預入時の本商品店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します ◎ 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示のスーパー定期預金の利率を適用します
(2) 利払方法	◎ 満期日以後に一括して振替指定口座に入金します
(3) 計算方法	◎ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税 金	◎ 【個人】2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金(源泉分離課税)がかかります(ただし、マル優を利用の場合は除きます) ◎ 【法人】総合課税となります
中途解約時の取扱い	◎ 満期日前に解約される場合は、当金庫所定の中途解約利率を適用します 預入日から解約日の前日までの日数により日割計算した中途解約利息を支払います 但し、この計算に適用する約定利率は預入日におけるスーパー定期預金の店頭表示金利を適用し、かつ預入期間に応じた中途解約利率を適用します ◎ この定期預金を中途解約される場合は解約金全て振替指定口座へ入金します
苦情処置措置 紛争解決措置	◎ 苦情処置措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談窓口(9時～17時、電話:0120-31-5784)にお申し出ください ◎ 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)及び兵庫県弁護士会(電話:078-341-8227)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記お客様相談窓口または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談窓口もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください
その他参考となる事項	◎ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます) ◎ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ◎ 金利情勢等により内容変更または取扱を中止させて頂くことがあります

ひろがる夢とたしかな未来



播州信用金庫